

- エリアマネジメントの推進の観点、ウォークブルの取組強化の観点から、道路空間の活用にあたって必要なベンチ、オープンカフェ等に係る占用許可基準の緩和（無余地性の適用除外）にあたって、**歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち）を活用**することで、**道路空間の円滑な利活用のための連携**を図る。

ウォークブル施策との連携 （滞在快適性等向上区域における特例）

＜活用イメージ＞

対象：公共公益施設の整備を重点的に図るエリア
条件：市町村が都市再生整備計画を策定し、滞在快適性等向上区域を設定



佐賀県佐賀市

（ほこみち制度を活用してにぎわいを創出した事例）

＜プロセス＞

事前に道路管理者・公安委員会等に協議し、歩行者利便増進道路の整備/利便増進誘導区域について、都市再生整備計画に記載する同意を得た上で、計画を作成

計画に基づき、工事が完了/計画の公表

道路管理者は、遅滞なく当該道路/区域をほこみちとして指定・利便増進誘導区域として指定

民間による公共空間の活用、駐車場との連携、占用特例の充実など、相乗効果を発揮

まちづくり推進活動計画の積極的活用 （まちづくり推進活動計画における特例）

＜活用イメージ＞

対象：公共公益施設の整備を重点的に図るエリア
又は立地適正化計画の区域
条件：市町村都市再生協議会がまちづくり推進活動計画を策定



柏の葉キャンパス

（既成市街地における道路空間の活用）

＜プロセス＞

協議会に道路管理者、公安委員会が参加

協議会として歩行者利便増進道路/利便増進誘導区域の指定に関する事項をまちづくり推進活動計画に記載

まちづくり推進活動計画公表時に、ほこみち指定/利便増進誘導区域の指定があったものとみなす
（ほこみち指定・区域指定の手続きの円滑化）

協議会の場を最大限活用し、占用手続きの効率化・スピードアップを図る

整備と一体となった管理の促進 （都市再生整備等協定における特例）

＜活用イメージ＞

対象：都市再生緊急整備地域
条件：都市再生事業等に係る都市計画の案を作成する際に、都道府県又は市町村と施設の整備・管理を行う者の間で協定を締結



グラングリーン大阪

（都市開発事業による道路の整備）

＜プロセス＞

事前に道路管理者、公安委員会等に協議・調整し、歩行者利便増進道路の整備について記載する同意を得た上で、協定を締結

協定に基づき、当該道路の工事が完了

道路管理者は、遅滞なく当該道路をほこみちとして指定

計画段階から道路の活用について協議し、施設開業後のエリアマネジメントを円滑化

【参考】従前制度の課題、改正法によるほこみち制度の変更点

【現状の課題】

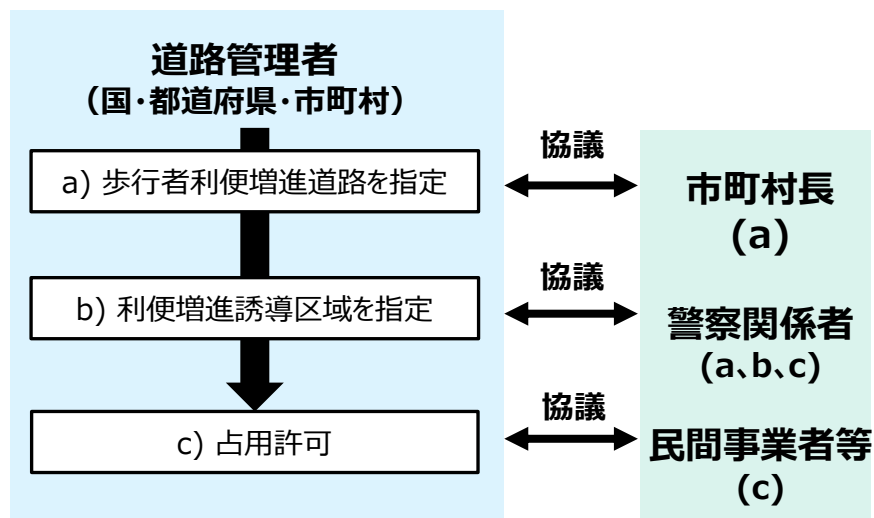
- ・関係者との調整が多岐にわたる
- ・活用主体の不足により面的展開が不十分

⇒エリマネ団体が関与しているほこみちは
賑わい向上の割合が高い

関与あり 73%	関与なし > 31%
-------------	---------------

従来

まちづくり計画において
ほこみちとの連携に関する規定の位置付け無し



【都市再生特別措置法改正による「ほこみち制度」の変更】

事業初期段階からの関係者協議により、
ほこみち指定の手続きの効率化、及び
まちづくり計画等への位置付けを実現

新たな枠組み

① ほこみちを計画に位置付け

道路管理者、関係機関、民間事業者等で、ほこみちの活用を検討

(1) 都市再生整備計画（ウォークブル区域）

(2) まちづくり推進活動計画

エリマネ団体に関連

(3) 都市再生整備等協定

デベロッパー等に関連

② ほこみち手続きに移行

③ 事前調整済のため、協議省略

